



山形県公報

平成19年11月13日(火)
第1892号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....(人 事 課)...1433

建築基準法施行細則の一部を改正する規則.....(建築住宅課)... 同

山形県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則.....( 同 )...1434

山形県財務規則の一部を改正する規則.....(出 納 局)... 同

### 告 示

障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定.....(最上総合支庁福祉課)...1435

土地改良区の定款変更の認可.....(庄内総合支庁農村計画課)... 同

民有保安林の指定施業要件の変更の予定.....(森 林 課)... 同

県道の供用の開始.....(最上総合支庁建設総務課)...1436

道路の区域の変更.....(置賜総合支庁西置賜建設総務課)... 同

道路の位置の指定.....(置賜総合支庁建築課)...1437

### 公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請.....(置賜総合支庁企画振興課)... 同

山形県労働委員会委員候補者の推薦.....(雇用労政課)... 同

一般競争入札の公告.....(庄内総合支庁庄内空港事務所)...1438

同.....(教育委員会)...1439

## 規 則

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月13日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第104号

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年3月県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第2条の表第3項中「第2条第1項の表第24項第24号」を「第2条第1項の表第24項第25号」に改める。

附 則

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月13日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第105号

## 建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和37年4月県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「第12項」を「第13項」に、「第48条第13項」を「第48条第14項」に改める。

第21条第2号中「第12項」を「第13項」に改める。

## 附則

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

山形県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月13日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第106号

## 山形県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則

山形県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等の認定に関する規則（昭和49年5月県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第31条の2第2項第11号八及び第12号二、第62条の3第4項第11号八及び第12号二」を「第31条の2第2項第15号八及び第16号二、第62条の3第4項第15号八及び第16号二」に改める。

第2条第1項中「第31条の2第2項第11号八、第62条の3第4項第11号八」を「第31条の2第2項第15号八、第62条の3第4項第15号八」に改める。

第8条中「第31条の2第2項第11号八又は第62条の3第4項第11号八」を「第31条の2第2項第15号八又は第62条の3第4項第15号八」に改める。

第10条第1項中「第31条の2第2項第12号二、第62条の3第4項第12号二」を「第31条の2第2項第16号二、第62条の3第4項第16号二」に改め、同項ただし書中「第31条の2第2項第12号二又は第62条の3第4項第12号二」を「第31条の2第2項第16号二又は第62条の3第4項第16号二」に改め、同条第2項第14号中「第2条第36号」を「第2条第33号」に改める。

第11条第1項及び第2項第2号中「第31条の2第2項第12号二又は第62条の3第4項第12号二」を「第31条の2第2項第16号二又は第62条の3第4項第16号二」に改める。

別記様式第1号中「第31条の2第2項第11号八 第62条の3第4項第11号八」を「第31条の2第2項第15号八 第62条の3第4項第15号八」に改め、同様式の備考第1項中「第31条の2第2項第11号八又は第62条の3第4項第11号八」を「第31条の2第2項第15号八又は第62条の3第4項第15号八」に改める。

別記様式第2号及び別記様式第3号中「第31条の2第2項第11号八 第62条の3第4項第11号八」を「第31条の2第2項第15号八 第62条の3第4項第15号八」に改める。

別記様式第8号中「第31条の2第2項第12号二 第62条の3第4項第12号二」を「第31条の2第2項第16号二 第62条の3第4項第16号二」に改め、同様式の備考第4項から第6項までの規定中「第31条の2第2項第12号二又は第62条の3第4項第12号二」を「第31条の2第2項第16号二又は第62条の3第4項第16号二」に改める。

別記様式第9号中「第31条の2第2項第12号二 第62条の3第4項第12号二」を「第31条の2第2項第16号二 第62条の3第4項第16号二」に改める。

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月13日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第107号

## 山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第15条第4項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 警察本部交通部交通指導課に勤務する職員のうち、放置違反金の収納及び滞納処分に係る歳入歳出外現金の受入れの事務に従事する職員

別表第2項出納員に委任する事項の欄第6号口を次のように改める。

口 放置違反金の出納及び保管並びに記録管理を行うこと。

別表第2項出納員に委任する事項の欄第6号に次のように加える。

ハ 歳入歳出外現金のうち放置違反金に係る仮納付金、滞納処分による差押現金及び債権差押えに係る取立金の出納及び保管並びに記録管理を行うこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

山形県告示第1004号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年11月13日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地             | 事業所の名称及び所在地                       | 障害福祉サービスの種類            | 指定年月日     |
|------------------------------------------|-----------------------------------|------------------------|-----------|
| 株式会社ジャパンケアサービス<br>山形<br>東京都港区六本木六丁目10番1号 | ハッピー新庄・ヘルパーステーション<br>新庄市金沢1863番2号 | 居 宅 介 護<br>重 度 訪 問 介 護 | 平成19.11.1 |

山形県告示第1005号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年11月13日

山形県知事 齋 藤 弘

1 土地改良区の名称

大町溝土地改良区

2 事務所の所在地

酒田市砂越字小形111番地

3 認可年月日

平成19年11月2日

4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第1006号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成19年11月13日

山形県知事 齋 藤 弘

1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

東根市大字関山字峠沢山3187-1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

東根市大字関山字峠沢山3187 - 1（次の図に示す部分に限る。） 3187 - 2

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び東根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第1007号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年11月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成19年11月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 曲川新庄線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字曲川字田ノ沢951番4から  
同 3909番10まで
- 3 供用開始の期日 平成19年11月13日

山形県告示第1008号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成19年11月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成19年11月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長井白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                        | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|--------------------------------------------|------|------------------|-------------|
| 長井市白兔字大門2257番地1から<br>西置賜郡白鷹町大字高玉字境3352番地まで | 旧    | 11.0メートル<br>7.4  | メートル<br>950 |
| 同 上                                        | 新    | 20.0メートル<br>12.0 | 同 上         |

## 山形県告示第1009号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成19年11月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私有置建第278号
- 2 指定の場所 南陽市栲塚字李ノ木1624番12、1624番13、1624番25の一部、1625番5、1626番6、1625番5先水路、1625番5先堤
- 3 道路の状況 幅員4.0メートル、延長30.00メートル  
幅員6.0メートル、延長130.00メートル
- 4 指定年月日 平成19年11月5日

---

## 公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成19年11月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成19年10月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人はらっぱ
  - (2) 代表者の氏名  
吉水 幸一
  - (3) 主たる事務所の所在地  
東置賜郡川西町大字上小松2931番地の2
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障がいをもつ方等に対して、社会参加の場を提供し、協調することの大切さ、働くことの喜びそして、それによる社会への貢献の意義の理解を深めると共に、本人及びその家族に社会の一員であることの自負と自信をもたらし、また、地域や各関係機関と連携しながら広範な支援活動を実施することで、明るくそして平等公平な社会の形成に寄与することを目的とする。

山形県労働委員会の第40期委員の補欠の使用者委員を1名任命したいので、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、次のとおり使用者委員の候補者の推薦を求める。

平成19年11月13日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 推薦資格を有するもの  
山形県の区域内のみに組織を有する使用者団体
- 2 推薦される者の資格  
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者であること。
- 3 推薦手続  
別記様式による推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。
  - (1) 被推薦者の履歴書
  - (2) 委員に就任することについての被推薦者の内諾書
  - (3) 推薦をする使用者団体の定款、寄附行為又は団体規約等の写し

- 4 推薦期間  
平成19年11月19日（月）から同月22日（木）まで
- 5 推薦書の提出先  
商工労働観光部雇用労政課

別記様式

年 月 日

山形県知事 殿

事務所の所在地  
(電話番号 )  
使用者団体名  
代表者氏名 印

## 推 薦 書

労働組合法第19条の12第3項及び労働組合法施行令第21条第1項の規定による山形県労働委員会の第40期委員の補欠の使用者委員の候補者の推薦の求めに応じ、当該委員の候補者として下記の者を推薦します。

## 記

| 氏 名 | 生年月日       | 住 所<br>(電話番号) | 連絡先<br>(電話番号) | 現 職 | 略 歴 | 備 考 |
|-----|------------|---------------|---------------|-----|-----|-----|
|     | 年 月 日生( 歳) | 郵便番号          | 郵便番号          |     |     |     |

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、凍結防止剤（尿素）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年11月13日

山形県庄内総合支庁建設部庄内空港事務所長 田 中 健 治

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 酒田市浜中字村東30 - 3  
山形県庄内総合支庁建設部庄内空港事務所車庫 2階会議室
- (2) 日 時 平成19年11月29日(木) 午後1時30分

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量  
凍結防止剤（尿素） 3,000袋
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 契約期間及び納入方法 契約締結の日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
- (4) 納入場所 酒田市浜中字村東30 - 3 山形県庄内総合支庁建設部庄内空港事務所消防除雪車庫
- (5) 入札方法 1袋当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること（同条第2項の規定により競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。）。
  - (5) 山形県内に本店又は営業所等を有すること。
  - (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録その他の処分を受けていること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局  
酒田市浜中宇村東30-3 山形県庄内総合支庁建設部庄内空港事務所庶務係 電話番号0234-92-4123
  - (2) 入札説明書の交付場所等  
山形県庄内総合支庁建設部庄内空港事務所交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成19年11月26日（月）午後4時までに山形県庄内総合支庁建設部庄内空港事務所庶務係に提出すること。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年11月13日

山形県立新庄神室産業高等学校長 高 橋 藤 徳

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 新庄市松本370番地 山形県立新庄神室産業高等学校 会議室
  - (2) 日 時 平成19年11月30日（金）午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 A重油 90,000リットル
  - (2) 調達をする物品の仕様等 日本工業規格 K2205 重油に規定するもののうち1種2号に限る
  - (3) 契約期間及び納入方法 平成19年12月3日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
  - (4) 納入場所 新庄市松本370番地 山形県立新庄神室産業高等学校内 指定場所
  - (5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項に定める競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
  - (5) 県内に本店又は営業所等を有すること。
  - (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により許可、認可、登録その他の処分を受けていること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
新庄市松本370番地 山形県立新庄神室産業高等学校 事務室 電話番号0233(28)8777
  - (2) 入札説明書の交付場所等 山形県立新庄神室産業高等学校事務室で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) この広告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年11月22日（木）午後3時まで新庄神室産業高等学校事務室に提出すること。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合に係る契約の解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については入札説明書による。